



文京区空家等対策審議会委員募集要領

文京区空家等対策審議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること、その他空家等に関する施策の実施に関することを審議するため、協働・協治の考えの下、区民に参画していただく組織で、公募委員のほか、学識経験者や専門家、関係行政機関の職員等で構成され、委員の総数は14人以内です。

委員の任期は、令和7年7月から2年間で、年3回程度の会議を開催する予定です。皆さんの応募をお待ちしております。

1 応募資格

委員就任時に、文京区に在住・在勤・在学する満18歳以上の方。ただし、区職員、区議会議員、区の審議会等の委員に2つ以上在籍している方を除きます。

2 応募方法

都市計画部建築指導課（シビックセンター18階）に、申込書を提出（持参・郵送・メール・FAX）してください。

3 申込期限

令和7年4月25日（金）（必着）

4 募集人員及び任期

3人 任期は、令和7年7月から2年間です。

5 謝礼

1回につき、2,000円（交通費含む）

6 選出方法

(1) 書類による資格審査及び面接審査により決定します。

(2) 面接審査は、5月を予定しています。面接日時は5月1日以降、ご連絡します。

7 選考結果

応募者全員に選考結果を郵送します。

申込書の返却は行いません。あらかじめご了承ください。

区民公募委員となった者の応募動機については、情報公開の対象とし、区民公募委員とならなかった者の応募動機については、速やかに本人に返却します。（電子データについては削除します。）

8 問い合わせ・提出先

文京区都市計画部建築指導課

〒112-8555 文京区春日1-16-21（文京シビックセンター18階）

電話：03-5803-1273／FAX：03-5803-1363

E-mail：b403500@city.bunkyo.lg.jp



- * 郵送の場合は、封筒に「公募委員応募」と明記してください。
- * FAX の場合は受信確認のため、お手数ですが送信後に電話連絡してください。